

## 献呈の辞

法学部長 鈴木 淳一

安部哲夫先生は、二〇二一年三月末をもって定年により本学を退職なさいました。私どもは先生のご退職に際し、長年にわたる本学へのご貢献に対して感謝の念を込めまして、名誉教授の称号をお贈りし、また本紀要の特別号を編集し、献呈するものであります。

安部先生は一九七四年三月に法政大学法学部法律学科をご卒業後、法政大学大学院社会科学研究科に進まれ、一九七七年三月に修士課程を修了されました。同年四月より慶應義塾大学大学院法学研究科博士課程にて研究活動を続けられました。一九八一年四月に常磐学園短期大学専任講師として着任され、助教を経て、一九九三年四月からは北陸大学法学部教授となられ、二〇〇〇年三月まで勤務されました。そして、二〇〇〇年四月に獨協大学法学部法律学科教授として着任されました。

安部先生は、とりわけ、少年の福祉を害する犯罪である「児童福祉阻害犯」

や日独の犯罪者処遇などについて、数多くの研究を發表されました。これまでの研究の成果としましては、『新版青少年保護法（補訂版）』（単著、尚学社（二〇一四年））、『ビギナーズ刑事政策（第三版）』（共編著、成文堂（二〇一七年））、『ビギナーズ犯罪法』（共編著、成文堂（二〇二〇年））など、多数の研究業績がございます。その研究は学会においても高く評価され、二〇一七年には日本犯罪学会賞を受賞されております。

安部先生は国及び自治体の活動にも積極的にご参加され、社会にも貢献されました。特に茨城県青少年健全育成審議会の委員長（二〇〇四年～二〇一六年）、長野県子どもを性被害から守るための条例のモデル検討会の座長（二〇一五年）、埼玉県再犯防止推進計画有識者会議の議長（二〇二〇年～二〇二一年）などの重責を担われ、自治体、内閣府、法務省などにおける各種委員などを歴任されております。

このようなご活躍に加えて、安部先生は、獨協大学及び法学部の発展にも大きく寄与されました。法律学科長（二〇〇三年四月～二〇〇五年三月）をはじめとして各種委員会の委員を務められ、ご尽力いただきました。また獨協大学において刑事法の研究会を定期的に開催されて研究者相互の交流に努められました。

大学教育においては、「刑事政策」、「少年法」、「刑法入門」などの刑事政策科目を中心にご担当され、法学部を代表する教員として、学生から慕われ、信頼されていました。安部先生が主催された刑事政策のゼミナールは「勉強ゼミ」として有名であり、志のある学生が集まり、熱心な活動が行われました。また特に行刑や少年の矯正教育または薬物犯罪（密輸入）などの現場を身近に感じ理解を深めるために、有明高原寮（少年院）をはじめとして刑務所・少年院・税関等の施設を学生と一緒に訪問されました。参加した学生にとりましては、先生との訪問旅行が貴重な学びの機会であったと推察いたします。

二〇二一年一月二一日に開催された最終講義において、安部先生は「学びの旅―刑法・刑事政策・青少年保護法（少年法）」を演題に選ばれ、先生ご自身の研究生活を振り返られました。私も獨協大学法学部の教員にとりましても、安部先生の「旅」に二〇年にもわたり同行させていただけたことは、大変名誉なことでした。安部先生は、人間に対する慈愛の精神にあふれた穏やかな方であり、教授会等でも、広い視野に立って静かに正論を説かれていたことが強く印象に残っております。物事に対する真摯な態度と温かなお人柄ゆえ、多くの教職員は安部先生に敬慕の念を抱いてまいりました。

先生には今後ともご健康に留意され、ますますご活躍なされますとともに、  
本学法学部に対する変わらぬご助言をお願い申し上げます。

二〇二二年四月